



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	社会保障判例研究
Author(s)	川久保, 寛; Kawakubo, Hiroshi
Citation	北大法学論集, 74(2), 193-209
Issue Date	2023-07-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/90229">https://hdl.handle.net/2115/90229</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_74_2_06_Kawakubo.pdf



# 社会保障判例研究

川久保 寛

## 介護老人保健施設における介護支援専門員・支援相談員の説明義務

東京高判令和3年10月27日（付原審）

（損害賠償請求控訴事件・令3年（ネ）1634号）

判時2516号51頁

### I 事実の概要

X（控訴人・原審原告）は、Y（被控訴人・原審被告）が運営する介護老人保健施設（以下、「本件施設」という）の利用者であり、平成28年末で92歳であった<sup>1</sup>。Xの長女であるCは、Xの代理人として本件施設との契約締結などを行っていた。Yは本件施設を運営する医療法人であり、本件施設には、介護支援専門員であるBや支援相談員であるDなどが勤務していた。

平成28年6月10日、Xは、本件施設と施設利用契約（短期入所療養介護）を締結した。契約締結にあたって、XはCを代理人としてBおよびDから重要事項説明書（1頁あたり46行。全9頁）を用いた「説明」を受けた。重要事項説明書には、利用料金として食費および居住費の記載があり、介護保険負担限度額認定制度（以下、「本件制度」という）について記述があった。契約締結時、BおよびDは重要事項説明書を一通り説明したものの、その内容を逐一読み上げることはせず、本件制度の利用や、重要事項説明書の「上記①『食費』及び上記②『居住費』において、国が定める負担限度額段階…の利用者の自己負担額については、支援相談員又は事務員にお尋ねください。」との注記につい

<sup>1</sup> 令和2年末で96歳であったとの事実認定（2認定事実（2））から逆算した。

て指摘や説明をしなかった（認定事実①）。

同契約締結の頃から、Cは、Xの収入が低額の公的年金のみであるとして、B等に対して利用料金を減額する方法を繰り返し尋ねていた。B等は、Xが利用料金の軽減を希望していることや、Cが重要事項説明書における本件制度の説明記載部分およびこれに関する注記を理解していないことを知ったが、XまたはCに対して、上記契約締結時の説明以外には、具体的に説明しなかった（認定事実②）。そのため、平成31年4月に本件施設を退所するまで、Xは、本件施設が定める利用料金をそのまま支払っていた。

平成28年9月12日にも、Xは、同様に説明を受けて施設利用契約（通所リハビリテーション）を締結し、平成29年5月11日には、施設利用契約（介護老人保健施設サービス）を結び、本件施設に入所した。

平成31年3月ごろ、Xが本件施設を退所して特別養護老人ホームに入所することになり、Cは、当該特別養護老人ホームの介護支援専門員から本件制度の説明を受けた。Xは本件制度を申請し、3月18日づけで港区長から負担限度額決定を受けた（食費につき日額650円、従来型個室の居住費につき日額1,310円、多床室の居住費につき日額370円）。仮に、本件施設利用を開始した平成28年6月からXに本件制度が適用されたとすると、Xが支払う利用料は162万3,750円減額されていた。

Xは、Yに、債務不履行または使用者責任を含む不法行為に基づく損害賠償178万6,125円（本件制度利用による減額分および弁護士費用）および利息を求めて損害賠償請求訴訟を提起した。

原審（東京地判令和3年3月12日）は、Xが主張した消費者契約法および介護保険法にもとづく本件制度の説明義務を認めず、Yの説明義務の履行を認めて、Xの請求を棄却した。また、原審は、前記認定事実①②を認定せず、「Xまたは親族が本件施設に対して費用について心配がある旨の相談をしていた。」としたうえで、下記の判断を示した。

「Xと本件施設との契約が消費者契約であるという余地がある。しかし、本件制度は介護保険法にその根拠を有し、市町村等が行うものであって、上記契約の内容となるようなものではないから、契約当事者における情報の偏在等が問題になる場面とはいいい難く、消費者契約法の趣旨を根拠に、本件制度の説明義務を基礎づけることはできないものといわざるを得ない。」

介護保険法96条1項は…「介護老人保健施設の設備、運営等について定めた

ものであり、これをもって本件制度の説明義務を基礎づけることはできない。その他、介護保険法の定める介護支援専門員についての各規定に照らしても、介護支援専門員において利用者に対して本件制度の説明を行う義務を導くことはできないものといわざるを得ない。」

「本件施設入所時<sup>2</sup>に重要事項説明書にもとづく説明を受けており、本件制度の記載があることからすると、一応の説明義務を果たしたものと認めることができる。」

## II 判旨 原判決一部取り消し（請求一部認容）

裁判所は認定事実①②を追加したうえで、介護支援専門員および支援相談員が本件制度にかかる説明義務を負っており、BおよびDがそれらに違反しているとして、請求の7割（約125万円）を認めた。

### （1）説明義務

- 介護支援専門員および支援相談員について介護保険法令と通知の規定を確認し、
- ①「介護保険法においては…施設利用契約に基づいて支払う施設の利用料金のうち食費及び居住費という基本的かつ継続的な費用（利用料金）については、介護保険負担限度額認定制度（本件制度）が設けられており、被保険者がその所得等の状況に応じ特例入所者介護サービス費を支給されることとされている。本件制度は、これを利用して当該被保険者の自己負担額が大幅に軽減されることによって、当該被保険者が低所得者であっても、あまねく的確な介護サービスを受けることを介護保険法において保障するものであるということが出来るから、本件制度に係る情報は、低所得者の被保険者にとっては、極めて重要な事項であるというべきである。」
- ②「介護老人保健施設に所属する資格要件のある介護支援専門員はもとより、

<sup>2</sup> 対象とする時期が読み取りにくい。原審は事実認定部分で「利用契約」「入所」と書き分けているから、「入所時」は、④平成29年5月11日の利用契約（入所）締結時の1回、と考えられる。しかし、利用契約（通所、入所）のいずれでも重要事項説明書を用いて説明していると認定していることからすると、この記述は「利用時」の誤りで、⑤すべての利用契約締結時の都合3回、とも考えられる。なお本判決は⑥と認定している。

支援相談員(以下、介護支援専門員と支援相談員を併せて「介護支援専門員等」という。)は、その専門的知識から本件制度による介護サービス費用の負担軽減の趣旨及び内容を熟知している一方、当該介護老人保健施設との間で施設利用契約を締結することになる被保険者は、介護保険制度、特に本件制度に係る情報について素人であり、必ずしもこれに十分通じているとは限らないから、介護支援専門員等の上記法令上の地位及び役割に加え、双方の情報量の格差があることを考慮すれば、介護支援専門員等は、専門的知見を有する者として、本件制度に係る情報を的確に被保険者に教示すべき立場にあり、被保険者は、介護支援専門員等から情報の提供を受けることを期待すべき立場にあるといえる。」

「介護支援専門員等は…被保険者に対し、本件制度について重要事項説明書に分かりやすく記載するなどして、これに基づく説明をすることが求められており、特に、これらの者から、介護サービスの費用負担を軽減する公的な制度の有無や内容について相談を受けた場合には、これを的確に説明することが要請されているものと解される。」

- ③「介護保険施設が、介護保険の被保険者と施設利用契約を締結するに当たり、介護保険施設の開設者ないしその介護支援専門員等において、低所得者である被保険者から介護サービスの費用負担を軽減する公的な制度の有無や内容について相談を受けながら本件制度に係る保険給付について説明せず、その結果、当該被保険者が、本件制度を利用することができず、本件制度を利用する場合の自己負担額を超えて当該契約の利用料金の全額を支払うことになった場合には…被保険者の利用料金の支払額という契約の要素に当たる重要な事項について説明を怠り、施設利用契約締結に付随する信義則上の義務に違反して当該被保険者に財産的損害を与えたものとして…債務不履行責任又は不法行為責任(民法709条ないし715条)を負うものと解するのが相当である。」

## (2) 本件における説明義務違反の有無

本件における対応をみると

- ①「重要事項説明書に本件制度に関する記載をしていたものの、その記載の体裁は…これを読む者が容易に視認し、理解し得るものであったとは必ずしもいい難く、現に重要事項説明書に基づく説明を受けたCは、その後もBや

D に対して、費用負担の軽減の方策の有無について相談していたというのであるから、同人らは…C が本件制度を認識しておらず、そのような C に対して本件制度を説明すれば本件制度を利用する蓋然性が高いことを認識したものと考えられる。」

「本件介護支援専門員等は、X 又は C に対して本件制度の説明をする義務を怠ったと認められるのであって…信義則上の付随義務としての説明義務に違反したものであるべきであり…C の本件介護支援専門員等に対する相談の状況に照らすと…少なくとも過失があることは明らかというべきである。」「本件施設を運営する Y は、それによって X に生じた損害について不法行為（使用者責任）に基づく損害賠償責任を負うと認めるのが相当である（…債務不履行に基づく損害賠償責任を負うことも明らかである。）」

- ②「もっとも、重要事項説明書には…本件制度に関する記載があり、当初から利用料金の自己負担額の軽減について関心の高かったといえる C も、これを見過ごしたことに落ち度があったことは否定できないこと、C が本件介護支援専門員等を信頼して同人らに対して利用料金の軽減の方法に関して相談したことには無理からぬ面があるとしても、C には、他の方法として、介護保険給付を実施する主体である港区の介護保険課に相談し、あるいは同課から本件制度について説明した介護保険のパンフレットを入手するなどして、本件制度を知ることができたと認められることからすれば…3割の限度で過失相殺をするのが相当である。」

### Ⅲ 検討 判旨・結論ともに賛成

#### 1. はじめに

本件は、介護保険制度において食費・居住費を軽減する負担限度額認定制度の説明義務が問題となった裁判例である。本判決は、介護老人保健施設の介護支援専門員および支援相談員が説明義務を果たさず、そのために被保険者が本件制度を利用できなかったことを認定し、契約に付随する信義則に違反しているとして施設を運営する法人に損害賠償義務を認めた。また、賠償について3割の過失相殺を認めている。本判決の意義は、下級審ではあるが、介護保険法の指定事業者職員による社会保障制度の説明義務違反が認められたことにある。

一方で、本判決は、事実認定や判断枠組みが原審と大きく異なっており、消費者契約法の適用についても判断が分かれている。まずは、原審との違いおよ

び消費者契約法の適用を確認するところから本判決の検討を始める(2へ)。

また、介護支援専門員は介護保険法が定める唯一の国家資格であり、介護サービス利用契約の締結時や履行確認などに関わることを通じて被保険者を支援する専門職である。介護支援専門員の義務は、介護保険法令上では抽象的な義務にとどまっており、本判決はその具体化を行った裁判例とみることができる。支援相談員とともに、介護支援専門員の義務について検討する(3へ)。

そして、本件制度は、介護保険制度における負担軽減制度である。本件制度の位置づけは、指定事業者職員による説明の対象になるかどうか、また説明されなくとも被保険者による利用が可能かどうかに関わる。本件制度を通じて、説明義務を検討する(4へ)。

最後に、本判決の意義を確認し、説明のあり方について考えたい。なお、本判決は、Xの要介護度や家族構成、在宅での生活の様子などが認定されておらず、Xの支援関係が不明である。認定された事実以外を検討することは判例評釈の則を超えるが、社会保障制度の説明義務および介護保険法が予定する被保険者への支援のあり方と関わるため、指摘したい(5へ)。

ここで「説明」と「情報提供」について確認しておく。従前から、社会保障制度の申請権や受給権などの権利行使においては、行政や事業者による支援が重要と考えられている<sup>3</sup>。支援の一つが社会保障制度に関する「情報提供」であり、対象者を限定せずに行う広報・周知や、個別具体的な対象者とやり取りを交わす「説明」・教示と整理されている<sup>4</sup>。本稿でも同様の理解に立つこととする。

---

<sup>3</sup> 社会保障法では各法律に情報提供の義務規定を置くことがある(身体障害者福祉法9条5項2号ほか)。また、社会福祉法は事業者の情報提供義務および説明義務を規定する(75条以下)。

<sup>4</sup> 山下は、社会保障領域の情報提供について整理し、申請前・申請段階・受給権発生效后に場面を分けて検討したうえで、申請前と申請段階では区分しがたいとする(山下慎一「社会保障法における情報提供義務に関する一考察」福岡大学法学論叢60巻2号(2015年)1頁)。また、木下秀雄「社会保障法における行政の助言・教示義務」賃社1457・1458号(2008年)25頁、大原利夫「社会保障法における個別の情報提供義務について」法学志林〔法政大学〕113巻3号(2016年)115頁、川久保寛「社会保障における行政の情報提供と年金給付の教示義務」社会保障研究3巻3号(2018年)392頁参照。

## 2. 原審との比較と消費者契約法

### (1) 原審の判断枠組み

原審は、「本件制度は介護保険法にその根拠を有し、市町村等が行うものであって、…契約の内容になるものではないから」として、本件制度の説明義務について市町村に限定し、施設職員には義務がないとしていた。本件制度は、介護保険法にもとづく負担軽減制度であるから、保険者が情報提供義務および説明義務を一定程度負うことは明らかである。本件においても、保険者である港区が十全に情報提供を行っていれば、被保険者であるXもしくは代理人Cによる本件制度の申請に至った可能性がある。

また、原審は、「Xと本件施設との契約が消費者契約であるという余地がある。」としつつ、本件制度が契約の内容とならず「契約当事者における情報の偏在等が問題になる場面とはいいい難い」として、適用を否定する。確かに、本件利用契約は介護サービス利用契約であり、本件制度の申請や利用に関わる説明が施設の負う債務の本旨とは考えにくい。さらに、社会保障給付に関わる契約について消費者契約法の適用が争われた裁判例は少なく、適用について統一されていない<sup>5</sup>。

しかし、原審は、本件制度の説明義務は市町村にあり施設利用契約に含まれないとしつつ介護支援専門員には説明義務があるとして、本件制度の説明義務について検討する。この枠組みは、本件制度が施設利用契約に関わる内容であって被保険者が支払う負担に関わるから、事業者職員である介護支援専門員が説明する義務を負いうる、との理解によるものであり、解釈上認められてきた事業者の情報提供義務である<sup>6</sup>。つまり、消費者契約法の適用にかかわらず、介護サービス契約にもとづいて介護支援専門員による本件制度の説明義務を問うことは可能である。

---

<sup>5</sup> たとえば有料老人ホームの入所契約について消費者契約法の適用を認めた裁判例（東京地判平成30年11月5日（LEX 文献番号25558305））がある一方で、否定した裁判例（東京地判平成29年3月15日（LEX 文献番号25552987）など）もある。

<sup>6</sup> 本件のような介護サービス利用契約における情報提供について、岩村正彦「社会福祉サービス利用契約の締結過程をめぐる法的論点」岩村正彦編著『福祉サービス契約の法的研究』（信山社、2007年）16（33）頁。

## (2) 消費者契約法の適用可能性

もともと、消費者契約法は、消費者を保護する観点を持つ特別法であり、社会保障給付に関わる契約と親和性がある。

消費者契約法は、消費者と事業者間の情報の質・量・交渉力の格差に鑑み、事業者の一定の行為による消費者の誤認・困惑等について、契約の取消し等を定める(1条)。消費者・事業者の定義規定(2条)からも、介護保険の被保険者や指定事業者を含むといえる<sup>7</sup>。また、消費者契約法は、事業者に努力義務を課しつつ(3条1項)、取消し(4条)、無効(8条)を定める。本件のような介護サービス利用契約でも、事業者が契約の取消し・無効を怖れて被保険者に対して誠実に説明を行うことなどが想定できるから、被保険者が保護される場面を想定することは可能である。

実際に、3条1項にいう事業者の努力義務は介護サービス利用契約において望ましい内容であり、勧誘について「加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから…」とする4条3項5号は、高齢者や認知症患者を対象にした条文とされる<sup>8</sup>。また、適用対象である消費者は、個別具体的な消費者ではなく、「一般平均的な消費者」が想定される<sup>9</sup>。そして、契約によって想定される対象者像は異なり、おおよそ高齢者が締結する契約では一般平均的な高齢者が想定されることになる<sup>10</sup>。消費者契約法の解釈には、介護サービス利用契約の利用者のような高齢者を保護しようとする視点があると考えられる。

## (3) 小括

本判決は、消費者契約法の適用については何ら触れておらず、介護保険法の規定から介護支援専門員および支援相談員の義務を導いている。

判旨(1)②は、介護保険法にもとづく介護支援専門員および支援相談員の

---

<sup>7</sup> 適用除外ではなく(48条)、消費者契約法が民法・商法の特別法であることをもって(11条)、当然に社会保障法に及ばないものではない。

<sup>8</sup> 後藤巻則・齋藤雅弘・池本誠司『条解消費者三法 第2版』(弘文堂、2021年)68頁以下〔後藤〕。

<sup>9</sup> 後藤ほか・前掲注(8)77頁〔後藤〕。

<sup>10</sup> 横山は「介護サービス契約については、介護サービスを必要とする高齢者が基準となる。」とする(横山美夏「消費者契約法における情報提供モデル」民商123巻3・4号(2001年)557頁)。

義務を解釈し、被保険者に「情報の提供を受けることを期待すべき立場」を認める。具体的には、契約関係を前提にしつつ、介護支援専門員および支援相談員双方に、抽象的な説明義務（「情報を的確に被保険者に教示すべき」、「本件制度について…説明をする」）と具体的な説明義務（「相談を受けた場合には、的確に説明する」）を認める。これらの判示部分に先立つ箇所、本判決は「介護支援専門員等の上記法令上の地位及び役割に加え、双方の情報量の格差があることを考慮すれば、」としており、消費者契約法を適用していないが、その趣旨が及んでいることを読み取れよう<sup>11</sup>。

また、判旨（1）③は、本件制度の説明義務を「信義則上の付随義務」とし、その違反を認める<sup>12</sup>。契約の締結過程として理解でき<sup>13</sup>、妥当な解釈と考える。具体的に、本判決は、契約締結時に相談を受けた場合、施設利用契約にもとづいて介護支援専門員もしくは支援相談員が説明をしないことによる損害賠償義務を導出する。ここでは、本件制度の説明義務を負う点で、介護支援専門員と支援相談員は同等である。つまり、両者は本件制度を説明できるからこそ義務を負う。この解釈には、次に確認する両者の専門性ととともに、本件制度の位置づけ、説明の態様に関わる。

### 3. 介護支援専門員・支援相談員の義務

#### （1）介護支援専門員の位置づけと業務

介護支援専門員は、介護保険の被保険者を支援する専門職であり、居宅サービス計画の策定を通じて、長期的に関わることが期待されている<sup>14</sup>。介護支援専門員は、要介護者ないし要支援者からの「相談に応じ」、各事業者との「連絡

---

<sup>11</sup> 岩村は、運営基準を含む介護保険法令が消費者契約法に類似した規制を図っているとしつつ、規律の方法や程度、具体化に問題があると指摘する（岩村・前掲注（6）34頁）。また、石畝は、現状を分析したうえで、消費者契約法に照らした介護サービス利用契約の規制モデルを検討する（石畝剛士「介護保険契約の規制枠組み 序論」法政理論44巻4号（2012年）103（123）頁）。

<sup>12</sup> 情報提供義務違反の法的構成について、横山・前掲（10）575頁以下。

<sup>13</sup> 後藤卷則『消費者契約法と民法改正』（弘文堂、2013年）232頁以下参照。

<sup>14</sup> 介護支援専門員に期待される機能について、川久保寛「高齢者の介護サービス利用支援と法 ケアマネジャー・ケアマネジメントを手がかりに」社会保障法35号（2019年）34頁。

調整等」を行う（7条5項）。介護保険法上、介護支援専門員は相談・連絡調整を担う専門職であり、居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という）を作成する職務に限定されない。また、介護支援専門員の資格は5年の更新制であり、定期的に研修を受けて知識・スキルの維持・向上を図る（69条の2、施行規則113条の17）。

具体的には、介護支援専門員はケアマネジメントを行い、対象者を支援する。ケアマネジメントは、おおむね①アセスメント、②計画の作成、③計画に応じたサービスの利用、④サービスの継続的な管理と再評価、から成っており、そのために事業者と「連絡調整」というやり取りを交わすことになる（8条24項）。介護サービスの利用にあたっては、被保険者本人が権限を行使できることを前提に、契約の締結やサービスの履行、変更など多岐にわたる法律行為に介護支援専門員が関わる。介護サービス契約の締結時、介護支援専門員は本人の法律行為を代理する権限がなく、本人が署名する書類を準備したり、本人が気づきにくい誤りを指摘したりするといった事実行為を行う。また、モニタリングは、ケアプランの実施状況の把握として基準省令が介護支援専門員に求める行為であり<sup>15</sup>、介護支援専門員と被保険者の月1回の面談は、そのための手段である。そして、要介護認定には期限があり（28条1項）、定期的に更新することになるが<sup>16</sup>、（介護支援専門員が所属する）居宅介護支援事業者が申請を代行できる（28条4項、施行規則35条3項）。要介護認定は介護保険給付を基礎づける重要な手続きであり、介護支援専門員が関わることで、本来は被保険者が行う必要がある認定申請や更新申請を確実にしている。このように、介護支援専門員は、被保険者に密接かつ長期に関わる支援を行い、被保険者の権利保護を行う役割を果たしている。

こうした介護支援専門員の業務については、在宅の高齢者を支援する介護支援専門員（以下「在宅ケアマネ」という）を念頭に検討されることが多い。上記の検討も、介護サービス契約関係における被保険者と事業者の当事者関係に関与して、在宅の被保険者を支援する在宅ケアマネを念頭に置いたものである。

実際に、在宅ケアマネと、指定介護老人福祉施設や指定老人保健施設に勤務する介護支援専門員（以下「施設ケアマネ」という）は、支援を根拠づける契約

<sup>15</sup> 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準13条13号および14号。

<sup>16</sup> 6か月もしくは12か月。例外的にいずれも倍にできる規定がある（施行規則38条3項）。

関係が異なる<sup>17</sup>。在宅ケアマネは、要介護者もしくは要支援者である被保険者と居宅介護支援事業者が締結した支援契約にもとづいて支援を行う。当該契約には、保険給付である介護サービスが付随せず、居宅介護支援業者に勤務する在宅ケアマネが行う支援のみ被保険者に提供される（被保険者は、事業者との介護サービス利用契約と、在宅ケアマネとの支援契約の2つを締結する）。一方で、施設ケアマネは、施設入所者と施設が締結した介護サービス利用契約にもとづいて支援を行う。当該契約では、施設による介護サービスの提供が主たる債務であり、入所者の生活は施設内で完結し複数の事業者による介護サービスを調整する必要はないため、在宅ケアマネに比べて、施設ケアマネによる支援は副次的なものにとどまる。

一方で、介護保険法は、施設の入所者にもケアプランを作成し、モニタリングなどを行うことを求める。施設ケアマネは、当該施設に常勤で雇われている専門職であり、入所者の施設サービス計画の策定・管理を行う<sup>18</sup>。また、ケアプランの策定・管理にあたっては、介護報酬の請求において担当する介護支援専門員を明記しなければならず、介護支援専門員が管理できるケアプランの数には上限が設定されているため<sup>19</sup>、介護保険法令上、介護支援専門員は、支援相談員よりも明確に義務の履行を期待される立場にある。したがって、理論上、介護支援専門員のみにも説明義務を課すことがありえる（詳しくは5で検討する）。

## （2）支援相談員の位置づけと業務

介護保険法令上に規定がある介護支援専門員に比べると、支援相談員の位置づけはあいまいである。支援相談員は介護老人保健施設の基準省令が定める人

---

<sup>17</sup> 介護保険法は、在宅ケアマネが行う居宅介護支援を定義するが（8条24項）、施設ケアマネが行う介護支援を明確に定義していない。

<sup>18</sup> 指定介護老人福祉施設の人員及び運営に関する基準（基準省令）2条1項9号、同基準省令に関する課長通知第4－8号。また、介護老人保健施設については、指定老人保健施設の人員及び運営に関する基準（基準省令）2条1項7号参照。

<sup>19</sup> 在宅ケアマネは利用者35名につき1名を基準としており（指定居宅介護支援事業運営基準2条2項）、40名を超えると介護報酬が逡減するため、39名が上限とされる（なお、ICTの導入等の条件を充たすと5名分増える）。施設ケアマネは利用者100名につき1名の配置が必要である（指定介護老人福祉施設運営基準2条1項9号、指定老人保健施設運営基準2条1項7号）。

員であり、介護支援専門員とともに1人以上配置しなければならない人員である(2条1項4号)。しかし、勤務形態は、介護支援専門員が「専らその職務に従事する常勤の者でなければならない」とされているのに対して<sup>20</sup>、支援相談員は「専らその職務に従事する者」とされており、基準省令では、入所者が100名を超えなければ常勤であることを求められない<sup>21</sup>。また、支援相談員が行う業務は、基準省令を受けた課長通知によって、①入所者及び家族の処遇上の相談、②レクリエーション等の計画、指導、③市町村との連携、④ボランティアの指導が挙げられている<sup>22</sup>。さらに、課長通知は、支援相談員に「保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験」を求めのみで明確な資格を求めている。

### (3) 小括

本判決は、施設ケアマネと支援相談員が説明義務を同じように負うとする。

判旨(1)②は、「介護老人保健施設に所属する資格要件のある介護支援専門員はもとより、支援相談員…は、その専門的知識から本件制度による介護サービス費用の負担軽減の趣旨及び内容を熟知している」として、施設ケアマネと支援相談員が本件制度の説明にあたって同等の説明すべき立場にあるとする。つまり、施設ケアマネと支援相談員は、施設を運営する法人が入所者に対して負う契約上の債務を履行する職員として同等であり、さらに本件制度の説明にあたって同等の義務を負うことになる。

施設ケアマネと支援相談員は、被保険者およびその親族を支援する役割を期待されており、業務の一部が重複する。本判決は、特段の限定を付さずに、両者に施設入所者に対して本件制度を説明する義務を認めており、付随義務であるものの、両者が履行すべき行為として本件制度の説明を認めたものと考えられる。そのように考えると、次に、本件制度の位置づけが重要になる。

---

<sup>20</sup> ただし書きで「入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができる」としており、兼務を認める(運営基準2条5項)。支援相談員についても同様である。

<sup>21</sup> 基準省令を受けた課長通知において、利用者の人数にかかわらず支援相談員に常勤であることを求める(介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について(平成13年老企第44号)第2-4(1))。

<sup>22</sup> 同通知第2-4(1)。

## 4. 介護保険の費用負担と本件制度

### (1) 一部負担と本件制度

介護サービスの利用に伴って負担しなければならない一部負担は、原則として1割負担であり(41条4項ほか)、被保険者の所得によって割合が異なるものの、高齢者に配慮しているとみることができる。また、一部負担の上限を設けて負担を軽減する制度である高額介護サービス費(51条)や、施設入所時に居室費や食費を減額する特定入所介護サービス費(51条の3)は、介護における一部負担が長期にわたりうる点から配慮する制度である。

特定入所介護サービス費は、保険給付上の本件制度の名称であり、その負担額を「負担限度額」ということがある。特定入所介護サービス費は、施設の入所者が支払う居室費(個室費用)や食費の減額を行う保険給付である。個室費用は施設側の都合で個室に入居した場合など負担しなくてよい場合があるが、ユニット制が広まっていることから<sup>23</sup>、入所者は何らかの居室費を負担することが多い。特定入所介護サービス費の受給には保険者への申請とその認定が必要であり、現在は被保険者世帯の所得と資産を調査・確認したうえで、保険者が受給できるかどうか、いくら受給できるのか(減額されるのか)認定するため<sup>24</sup>、申請する被保険者は、世帯の収入や経済状況、資産について書類の提出や調査への対応が必要になる。なお、特定入所介護サービス費は保険給付であるから、本件制度を利用することで施設に経済的な損失は生じにくい<sup>25</sup>。むしろ、入所者が一部負担を支払いやすくなり、施設にとっては未収金が生じにくくなるため、メリットが大きいといえる。

### (2) 小括

判旨(1)②では、施設ケアマネおよび支援相談員に本件制度を説明する義務を認め、本件のBおよびDが本件制度を知らなかった可能性を検討しない。

---

<sup>23</sup> ユニット制をめぐる政策について、結城康博『日本の介護システム 政策決定過程と現場ニーズの分析』(岩波書店、2011年)148頁以下。

<sup>24</sup> 認定の基準について、川久保寛「医療保険および介護保険の給付における所得と資産」*社会保障法研究*10号(2019年)173(183)頁。

<sup>25</sup> 判時匿名コメントの通り、Yが基準額を上回る居室費や食費を設定している場合にはYが損をする可能性がある。

先立つ事実認定では、本件の重要事項説明書にある本件制度の注記についてBおよびDが指摘や説明をしなかった、としている（認定事実①）。そして、判旨（1）②と（2）①では、本判決は、本件の記載がわかりにくく、BもしくはDによって言及されなければ説明義務を果たしたといえない、と判断している。具体的な説明内容は、先述の通り、本件制度は被保険者の収入および資産状況等によって受給の可否および給付の程度が変わる制度であるから、施設ケアマネおよび支援相談員は、窓口を教示したり手続きを説明したりする説明にとどまらざるを得ない。これらの行為は、被保険者の経済状況を大まかに把握していれば履行できると考えられ、書類の確認や手間もかからず容易である<sup>26</sup>。

そして、本判決によると、施設ケアマネおよび支援相談員は、入所者からの相談がなくても、本件制度の説明義務を負うことになる。この説明義務は、契約締結時のように一部負担に注意を払う時点でおおよそ履行することになるが、契約締結時に限ったものではなく（判旨（2）①参照）、契約関係にあるときには常に、とりわけ入所者から相談があったり入所者が理解していないことを施設職員が認識できたりするような場合には（判旨（1）②後段参照）、施設ケアマネおよび支援相談員にその履行が求められることになる。

一方で、本件制度は、施設ケアマネや支援相談員のみが認識しているマイナーな制度ではないことは確かである。介護保険制度の利用時に保険者から交付される資料や、市町村のweb、検索サイトなどでも、被保険者が認識することは可能である。また、本件の契約締結時にBおよびDによる指摘や説明がないとしても、XもしくはCが重要事項説明書を読んで気づいて、BもしくはDに質問したり港区に問い合わせたりすることはありえるだろう。Cの年齢は不明だが、不可能な行動とは言い切れない。判旨（2）②の損害額の過失相殺は妥当である。

---

<sup>26</sup> 履行が容易であることを理由に、説明義務を果たすべきとされた裁判例がある（介護者割引訴訟）。評釈として、太田匡彦「社会保障法判例」季刊社会保障研究46巻3号（2010年）308頁、木下秀雄「福祉行政の障害者割引制度の説明義務と損害賠償責任」賃金と社会保障1513号（2010年）4頁。

## 5. 本判決の意義と説明のあり方

### (1) 本判決の意義

第一に、本判決は、施設利用契約に付随する指定事業者職員の説明義務を具体化した裁判例である。入所者にとって費用負担は契約上の義務であり、負担軽減によってその履行を確実にできる。一般に、介護保険の被保険者もしくは要介護者と、指定事業者職員には情報の格差があることから、職員が制度を熟知していない利用者に説明する義務が認められよう。本判決は、施設ケアマネおよび支援相談員に抽象的説明義務を課して利用者に説明を受ける期待権を認めており、介護保険法における施設利用における権利義務関係を具体化したとすることができる。また、施設ケアマネを配属してケアマネジメントを行う点などから、本件の枠組みは、介護老人保健施設だけではなく、介護老人福祉施設にも及ぶと考えられる。

第二に、本判決は、施設ケアマネと支援相談員を区別せずに説明義務を認めた裁判例である。両者の専門性には差異があるが、本件制度を受給するにあたって両者は専門的な理解にもとづく詳細な説明をしなければならない立場にないから、本判決のように解釈することに問題はないと考える。さらに、本件制度が介護保険制度を利用するにあたって様々な場面で一定程度周知されていることから考えると、施設ケアマネおよび支援相談員が知らない可能性を認めない一方で、損害額の過失相殺を行ったことも妥当と考えられる。

### (2) 説明義務と支援のあり方

もっとも、説明義務とその履行について複数の論点が残る。

社会保障サービスを利用するための契約締結にあたって、契約書と重要事項説明書が分かれていたり<sup>27</sup>、一見して理解しにくい書面や実務上時間に追われるように契約したりすることは十分にあることである。これらは、不十分な説明や、理解が伴わないままの契約締結をもたらしかねず、事後的に問題になる可能性がある。これらを改善するために、基準やガイドラインなどで詳細に規律することが考えられる。賃貸借における重要事項の説明のように<sup>28</sup>、専門職

<sup>27</sup> 書面交付について、社会福祉法77条1項。また、岩村・前掲注(6)35頁以下参照。

<sup>28</sup> 資格証を提示して説明しなければならない(宅建法35条4項)。読み上げは法律上の義務ではないが、基準(法65条参照。国土交通省または都道府県知事が定める)で書

を関与させる規制は取りうる手段であろう。その場合、介護支援専門員のみを契約の説明に関与させることが考えられる。確かに介護支援専門員は一定の知識およびスキルを備えた専門職であり、対象者の状況に応じた適切な説明義務の履行を期待できる。しかし、介護支援専門員はケアプランを通じて支援を行う専門職であり、またケース会議の主催や地域連携など多岐にわたる職務を担うことが期待されているため、入所者すべての契約説明を行わせることは適当ではあるまい。

また、契約締結に当たっては、専門職でなくても、指定事業者職員は対象者の状況（聞いている様子、目の動き、しぐさなど）を踏まえて説明の仕方を変えることが求められる<sup>29</sup>。高齢者であれば配慮して説明すべきであろうし、負担に関係する部分については特に十分に説明すべきであったといえる。本件では、判断能力が不十分な者を支援の対象とする成年後見制度が問題となっていないが、成年後見制度における意思決定支援について国によるガイドラインが発出されており、高齢者や知的障害者などの意思決定支援に影響を与え始めている<sup>30</sup>。

そして、在宅ケアマネが本件制度の説明義務を負うか、議論の余地がある。施設サービスの一部負担を軽減する本件制度は、在宅の被保険者が利用することは少ない。しかし、要介護状態の変化などによって、在宅の被保険者が介護老人福祉施設に入所することは十分あり得ることである。この場合、在宅ケアマネと当該施設の施設ケアマネが被保険者を支援する関係にあるため、施設ケアマネのみに本件制度の説明義務を課すことで被保険者の権利を保護できると考えることもありえよう。しかし、在宅の被保険者が介護老人福祉施設の入所を検討している（具体的な施設は決まっていない）段階では、在宅ケアマネのみが被保険者を支援する関係にある。被保険者の選択権を保障するのであれば、

---

面の交付のみで説明しなかった場合を義務違反としていることから、読み上げによる説明が広く行われている。

<sup>29</sup> 専門職団体によるガイドラインの策定など対応が進んでいる。高齢者に対する説明について、「ミニシンポジウム 高齢者の意思決定支援の実務とこれから」社会保障法35号（2019年）参照。

<sup>30</sup> 意思決定支援ワーキング・グループ「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（2020年）。<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2021/20201030guideline.pdf>（2023年6月20日アクセス）。

この段階で被保険者が本件制度を十分認識することが必要なのではないだろうが<sup>31</sup>。本件では在宅ケアマネが関わっていないため、本判決では在宅ケアマネと施設ケアマネの役割分担は不明となっている。本判決の枠組みが在宅ケアマネに及ぶとは読み取れないが、少なくとも、在宅ケアマネが本件制度の説明義務を履行するニーズは存在している。

このほか、本件は、Xの要介護状態やXおよびCの認知能力<sup>32</sup>、C以外のXの家族の有無・Xとの関わり、地域包括支援センターなどXを支援しうる専門機関や支援者などについて認定されていないため、事実関係に不明な部分がある。そのため、本判決には一定の意義が認められるが、その影響は限定的なものにとどまると考える。

\* 本件評釈について東京社会保障法判例検討会（早稲田大学）、高齢者法研究会（横浜国立大学）でも報告を行った。参加者から様々なご指摘をいただいたことに感謝いたします。どうもありがとうございました。

---

<sup>31</sup> 施設入所を含む住まいの選択について、川久保寛「高齢者の住まいの選択における情報提供・相談－「住み替え」を支える制度に着目して－」高齢者法研究会編著『高齢者法の理論と実務（仮）』（中央経済社、2023年刊行予定）。

<sup>32</sup> Cの年齢は不明だが、Xの年齢からするとCもそれなりに高齢である可能性がある。Xを支援するキーパーソンであるCの認知能力やXへの対応は、Xの権利擁護に関わる重要な要素であり、XもしくはCによる本件制度の申請にも関わりうる。